



2026年2月18日

各 位

会社名 アレンザホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼CEO 浅倉 俊一
(コード番号: 3546 東証プライム市場)
問い合わせ先 取締役経営戦略室長 伊藤 和哉
(TEL: 024-563-6818)

(訂正)「コーナン商事株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

コーナン商事株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び当社の新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、当社が2026年2月13日に公表しました「コーナン商事株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

また、上記プレスリリースの添付資料「アレンザホールディングス株式会社（証券コード：3546）の株券等に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（別添2）の記載内容に一部訂正がございましたので、添付のとおり訂正いたします。

記

- I. 本公開買付けに関する意見表明について
3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
 - ① 本公開買付けの概要

（訂正前）

<前略>

（注1）「所有割合」とは、当社が2026年1月13日に公表した「2026年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年11月30日現在の発行済株式総数（30,193,386株）から、当社決算短信に記載された2025年11月30日現在の当社が所有する自己株式数（但し、対象者が2024年4月18日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役（以下「当社役員」といいます。）の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した株式給付信託（B B T）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（159,734株）（以下「B B T所有株式」といいます。）は法令上、議決権が存在することから自己株

式数より控除しております。以下、自己株式数の記載において同じです。) (10,435株) を控除した株式数 (30,182,951株) に、2025年11月30日現在残存している本新株予約権の数の合計である336個の目的となる当社株式数 (37,296株) (注2) を加算した株式数 (30,220,247株、以下「潜在株式勘査後株式総数」といいます。) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。) をいいます。

<中略>

(iii) 本応募契約

公開買付者及び当社の代表取締役会長兼CEOである浅倉俊一氏 (以下「浅倉氏」といいます。) 一族の資産管理会社であり当社の第3位株主である株式会社アサクラ・HD (所有株式数: 1,043,100株、所有割合: 3.45%。以下「アサクラ・HD」といいます。) の間の、アサ克拉・HDが所有する当社株式の全て (以下「本応募合意株式 (アサ克拉・HD)」といいます。) について本公開買付けに応募する旨を定めた契約 (以下「本応募契約 (アサ克拉・HD)」といいます。) 並びに公開買付者及び当社の第7位株主である浅倉氏 (所有株式数: 275,639株、所有割合: 0.91%) の間の、浅倉氏が所有する当社株式の全てのうち、(注4) のとおり譲渡制限付株式は本公開買付けに応募することができないため同氏が所有する譲渡制限付株式6,000株を除く269,639株 (所有割合: 0.89%) 及び本新株予約権 (浅倉氏は2014年度新株予約権を87個 (目的となる当社株式の数: 9,657株)、2015年度新株予約権を77個 (目的となる当社株式の数: 8,547株)、2016年度新株予約権を97個 (目的となる当社株式の数: 10,767株) 所有しています。) (以下「本応募合意株式等 (浅倉氏)」といい、本応募合意株式 (アサ克拉・HD) と併せて「本応募合意株式」と総称します。所有株式数の合計: 1,312,739株、所有割合: 4.34%) について本公開買付けに応募する旨を定めた契約 (以下「本応募契約 (浅倉氏)」といい、本応募契約 (アサ克拉・HD) と併せて個別に又は総称して「本応募契約」といいます。)

<中略>

なお、当社は、2026年2月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権は、その行使の条件として、行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括して行使できる旨の定めが設けられているため、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないこと等を考慮し、本新株予約権買付価格についてはいずれも1円とされており、本新株予約権買付価格が1円であるため、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。当社取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員 (監査等委員である取締役を含む。) の承認」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注1) 「所有割合」とは、当社が2026年1月13日に公表した「2026年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。) に記載された2025年11月30日現在の発行済株式総数 (30,193,386株) から、当社決算短信に記載された2025年11月30日現在の当社が所有する自己株式数(但し、当社が2024年4月18日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役 (以下「当社役員」といいます。) の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社役員が株価上昇によるメリットのみな

らず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した株式給付信託（B B T）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（159,734株）（以下「B B T所有株式」といいます。）は法令上、議決権が存在することから自己株式数より控除しております。以下、自己株式数の記載において同じです。）（10,435株）を控除した株式数（30,182,951株）に、2025年11月30日現在残存している本新株予約権の数の合計である336個の目的となる当社株式数（37,296株）（注2）を加算した株式数（30,220,247株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

＜中略＞

（iii）本応募契約

公開買付者及び当社の代表取締役会長兼CEOである浅倉俊一氏（以下「浅倉氏」といいます。）一族の資産管理会社であり当社の第3位株主である株式会社アサクラ・HD（以下「アサクラ・HD」といいます。所有株式数：1,043,100株、所有割合：3.45%）の間の、アサクラ・HDが所有する当社株式の全て（以下「本応募合意株式（アサクラ・HD）」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を定めた契約（以下「本応募契約（アサクラ・HD）」といいます。）並びに公開買付者及び当社の第7位株主である浅倉氏（所有株式数：275,639株、所有割合：0.91%。なお、アサクラ・HDが所有する当社株式と合計した場合、所有株式数の合計：1,318,739株、所有割合：4.36%）の間の、浅倉氏が所有する当社株式の全てのうち、（注4）のとおり譲渡制限付株式は本公開買付けに応募することができないため同氏が所有する譲渡制限付株式6,000株を除く269,639株（所有割合：0.89%）及び本新株予約権（浅倉氏は2014年度新株予約権を87個（目的となる当社株式の数：9,657株）、2015年度新株予約権を77個（目的となる当社株式の数：8,547株）、2016年度新株予約権を97個（目的となる当社株式の数：10,767株）所有しています。）（以下「本応募合意株式等（浅倉氏）」といい、本応募合意株式（アサクラ・HD）と併せて「本応募合意株式」と総称します。所有株式数の合計：1,312,739株、所有割合：4.34%）について本公開買付けに応募する旨を定めた契約（以下「本応募契約（浅倉氏）」といい、本応募契約（アサ克拉・HD）と併せて個別に又は総称して「本応募契約」といいます。）

＜中略＞

なお、当社は、2026年2月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明とともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権は、その行使の条件として、行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括して行使できる旨の定めが設けられているため、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないこと等を考慮し、本新株予約権買付価格（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。）についてはいざれも1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。当社取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認」をご参照ください。

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

そのような中、公開買付者は、2025年4月24日に主要取引銀行である三井住友銀行から当社の親会社であるバローホールディングスとのビジネスマッチングの提案を受けたとのことです。公開買付者は、共同出店や公開買付者が運営する店舗へのテナント出店による関西圏・関東圏を中心とした市場深耕における協働の可能性を模索することは、公開買付者の施設運用における選択肢の拡大に繋がると考え、2025年5月8日に当該提案を応諾し、三井住友銀行の打診をふまえ同年6月11日にバローホールディングスと双方の出店戦略や小売業界の動向等に関して意見交換を実施したとのことです。その後、2025年7月14日に、三井住友銀行経由で、バローホールディングスより、これまでの当社とバローホールディングスとの資本関係及び協業関係を維持しつつ、公開買付者が当社グループと経営面及び事業面で連携することにより、公開買付者、当社及びバローホールディングスの3社の企業価値向上を図ることを目的として、公開買付者が当社株式を公開買付け（バローホールディングスは当該公開買付けに不応募とする点を含む。）により非公開化するとともに、公開買付者、当社及びバローホールディングスとの間で資本業務提携を行い、公開買付けの実施後に株式併合を通じたスクイーズアウトを実施することにより、最終的には当社を公開買付者の持分法適用関連会社、バローホールディングスの連結子会社とすることを実現するとの提案を受けたとのことです。その後、2025年7月24日、三井住友銀行を介して公開買付者からバローホールディングスに対し、公開買付けの方法（単独・共同）、想定している公開買付者及びバローホールディングスの当社における議決権割合といった公開買付者が本取引の検討を行うまでの課題点を説明し、2025年7月29日、バローホールディングスから、上記<本取引の概要及びスキーム図>に記載の内容を当該課題点に対する回答として提示され、併せて面談の申入れを受けたとのことです。これらのバローホールディングスとの間の協議を経て、2025年8月18日にバローホールディングスとの面談を実施し、改めて本取引について対面での提案を受け、公開買付者は、本取引の検討を行う旨をバローホールディングスへ伝えたとのことです。

<中略>

(b) 併せて、現在当社で推進しているP B（注5）比率向上について、2025年2月期のP B比率が約16.5%である当社に対し、約35.5%のP B比率を実現している公開買付者がP B開発やP Bの効果的な品揃え等に関するノウハウを当社に提供し、公開買付者のP Bを当社へ公開買付者と同水準を目指して供給していくことで、粗利益率の改善を期待できる

（注5）「P B」とは、Private Brandの略であり、小売業者や流通業者が独自に企画・開発し、自社ブランド名で販売する商品を指し、粗利率と収益性が高い特徴を持つことです。

(c) 当社との協業体制構築による経営規模拡大効果を実現していくに際しては、東北・中部・中国地方等の店舗網に強みを持つ当社と関西・首都圏・九州地方等の店舗網に強みを持つ公開買付者では店舗網で重複が少ないため、効率的に推進していくことが可能

(d) 株式会社ダイヤモンド・リテイルメディア発行のダイヤモンド・ホームセンター別冊「ホームセンタースーパーデータ2026」16頁によれば、ホームセンター業界において、当社はペット専門店で国内第1位の売上高と、当該「ホームセンタースーパーデータ2026」15頁によれば、公開買付者はプロショップ（注6）で国内第1位の売上高とされており、各々の専門店が有する品揃えやサービスに関するノウハウを活用することで、各々が強みとしている地域での新たな成長機会の創出をすることができると考えられる

（注6）「プロショップ」とは、建築職人等のプロ顧客に対して、建築資材・工具・作業用品等専門性の高い商品を提供するプロショップの店舗を指すことです。

その後、公開買付者は、2025年8月25日に、本取引に係る今後のスケジュール及び検討体制について議論するため、それらの事項について三井住友銀行との協議を行い、後述のとおり本取引に係る検討体制の構築を進め、2025年9月25日付で、当社に対して、本公開買付けにより本不応募合意株式を除く当社株式を取得すること、及び公開買付者と当社との間で資本業務提携を行うことに関する意向表明書（以下「本意向表

明書」といいます。)を提出したとのことです。なお、本意向表明書において、買付価格については、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果も踏まえ、別途提案することとしているとのことです。その後、公開買付者は、2025年9月30日付で三井住友銀行を通じて、当社より、本意向表明書による提案を真摯なものと認識し、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」の記載のとおり、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始した旨、並びに公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を受けたとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、2025年10月下旬以降2026年2月上旬まで、バローホールディングスとの間で、本取引後の当社の経営体制及び資本構成並びに当社に関する協業の内容についての意見交換を複数回実施した上で、公開買付者とバローホールディングスとの間の本株主間契約の締結に向け、本取引後の当社の運営及び当社株式の取扱いについて協議を実施するとともに、並行して、当社も含めた3社の成長戦略を加速させることを目的とした公開買付者とバローホールディングスの間の資本業務提携について、本公開買付けの成立以降に具体的な協議・交渉を実施するための本基本合意書の締結に向け協議を実施したとのことです。

<中略>

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月2日に、本公開買付価格を1,325円（当該提案日の前営業日である2026年1月30日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,079円に対して22.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して14.32%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して17.57%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して21.23%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第4回提案を行ったとのことです。なお、第4回提案において、買付予定数の下限に関して、当初下限案からの変更はないとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月4日に、本公開買付価格は当社の本源的価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請を受けたとのことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月6日に、本公開買付価格を1,335円（当該提案日の前営業日である2026年2月5日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,120円に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,146円に対して16.49%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,130円に対して18.14%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して21.92%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第5回提案を行ったとのことです。また、公開買付者は、当該第5回提案において、当社に対し、当初下限案においても、少數株主保護の観点から相応の手当がなされていると考えるもの、本特別委員会からの意見を真摯に受け止め、買付予定数の下限を、当社の総株主の議決権（但し、B B T所有株式に係る議決権及び当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。）の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定する旨を提案したとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月7日に、公開買付者から提案された買付予定数の下限は受諾する一方、本公開買付価格は当社の第三者算定機関である山田＆パートナーズアドバイザリー株式会社（以下「山田＆パートナーズアドバイザリー」といいます。）が実施したディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく当社の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、当社の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請を受けたとのことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月9日に、本公開買付価格を1,410円（当該提案日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して24.23%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して25.33%

のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して24.45%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して28.65%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第6回提案を行ったとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月10日に、本公開買付価格は山田&パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく当社の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を引き上げるよう要請を受けました。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月10日に、本公開買付価格を1,465円（当該提案日の前営業日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して29.07%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して30.22%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して29.30%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする最終提案を行ったとのことです。これに対して、2026年2月10日、公開買付者は、本特別委員会より、本公開買付価格は当社の少数株主の利益にも配慮された水準であり、少数株主保護の観点から受け入れ得る水準に達したものと判断し、当該提案を応諾する旨の回答を受け、本公開買付価格を1,465円、及び本新株予約権買付価格を1円とすることで合意に至り、以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、2026年2月12日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

そのような中、公開買付者は、2025年4月24日に主要取引銀行である三井住友銀行から当社の親会社であるバローホールディングスとのビジネスマッチングの提案を受けたとのことです。公開買付者は、共同出店や公開買付者が運営する店舗へのテナント出店による関西圏・関東圏を中心とした市場深耕における協働の可能性を模索することは、公開買付者の施設運用における選択肢の拡大に繋がると考え、2025年5月8日に当該提案を応諾したところ、同日、三井住友銀行から公開買付者及びバローホールディングスの間の意見交換実施に関する打診が公開買付者に対してなされたことを踏まえ同年6月11日にバローホールディングスと双方の出店戦略や小売業界の動向等に関して意見交換を実施したとのことです。その後、2025年7月14日に、三井住友銀行経由で、バローホールディングスより、これまでの当社とバローホールディングスとの資本関係及び協業関係を維持しつつ、公開買付者が当社グループと経営面及び事業面で連携することにより、公開買付者、当社及びバローホールディングスの3社の企業価値向上を図ることを目的として、公開買付者が当社株式を公開買付け（バローホールディングスは当該公開買付けに不応募とする点を含む。）により非公開化とともに、公開買付者、当社及びバローホールディングスとの間で資本業務提携を行い、公開買付けの実施後に株式併合を通じたスクイーズアウトを実施することにより、最終的には当社を公開買付者の持分法適用関連会社、バローホールディングスの連結子会社とすることを実現するとの提案を受けたとのことです。その後、2025年7月24日、三井住友銀行を介して公開買付者からバローホールディングスに対し、公開買付けの方法（単独・共同）、想定している公開買付者及びバローホールディングスの当社における議決権割合といった公開買付者が本取引の検討を行う上での課題点を説明し、2025年7月29日、バローホールディングスから、上記「本取引の概要及びスキーム図」に記載の内容を当該課題点に対する回答として提示され、併せて面談の申入れを受けたとのことです。これらのバローホールディングスとの間の協議を経て、2025年8月18日にバローホールディングスとの面談を実施し、改めて本取引について対面での提案を受け、公開買付者は、前向きに本取引の検討を行う旨をバローホールディングスへ伝えたとのことです。

＜中略＞

- (b) 併せて、現在当社で推進しているPB（注5）比率向上について、2025年2月期のPB比率が約16.5%である当社に対し、約35.5%のPB比率を実現している公開買付者がPB開発やPBの効果的な品揃え等に関するノウハウを当社に提供するとともに、公開買付者のPB自体を当社へ共有することによって、当社が公開買付者と同水準のPB比率を達成す

ることを目指す。PBは、製造は国内外の製造業者に委託しつつ、卸売業者やメーカー
ブランドを介さない調達形態とすることで中間マージン等のコストを削減し、価格及び品質
設計を自社で最適化できることから、粗利率を高めやすい高収益性の商品であって、当社
におけるPB比率の向上により、粗利益率の改善を期待できる

(注5) 「PB」とは、Private Brandの略であり、小売業者や流通業者が独自に企画・開発し、自社ブランド名で販売する商品を指し、製造は国内外の製造業者に委託しつつ、卸売業者やメーカー
ブランドを介さない調達形態とすることで中間マージン等のコストを削減し、価格及び品質
設計を自社で最適化できる、粗利率を高めやすい高収益性型の商品です。

- (c) 当社との協業体制構築による経営規模拡大効果を実現していくに際しては、東北・中部・中国地方等の店舗網に強みを持つ当社と関西・首都圏・九州地方等の店舗網に強みを持つ公開買付者では店舗網で重複が少ないため、効率的に推進していくことが可能
- (d) 株式会社ダイヤモンド・リテイルメディア発行のダイヤモンド・ホームセンター別冊「ホームセンタースーパーデータ2026」16頁によれば、ホームセンター業界において、当社はペット専門店で国内第1位の売上高、当該「ホームセンタースーパーデータ2026」15頁によれば、公開買付者はプロショップ（注6）で国内第1位の売上高とされており、各々の専門店が有する品揃えやサービスに関するノウハウを活用することで、各々が強みとしている地域での新たな成長機会を創出することができると考えられる
- (注6) 「プロショップ」とは、建築職人等のプロ顧客に対して、建築資材・工具・作業用品等専門性の高い商品を提供するプロ向け事業の店舗を指すことです。

その後、公開買付者は、2025年8月25日に、本取引に係る今後の想定スケジュール及び検討体制について、当社のフィナンシャル・アドバイザーに就任予定の三井住友銀行から説明を受け、下記に記載するとおり本取引に係る検討体制の構築を進め、2025年9月25日付で、当社に対して、本公開買付けにより本不応募合意株式を除く当社株式を取得すること、及び公開買付者と当社との間で資本業務提携を行うことに関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出したとのことです。なお、本意向表明書において、買付価格については、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果も踏まえ、別途提案することとしているとのことです。その後、公開買付者は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は同年9月中旬よりフィナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行企業情報部（下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」において定義します。）と連携を開始しているため、同年9月30日付で三井住友銀行企業情報部経由で当社より、本意向表明書による提案を真摯なものと認識し、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」の記載のとおり、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始した旨、並びに公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を受けたとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、2025年10月下旬以降2026年2月上旬まで、バローホールディングスとの間で、本取引後の当社の経営体制及び資本構成並びに当社に関する協業の内容についての意見交換を複数回実施した上で、公開買付者とバローホールディングスとの間の本株主間契約の締結に向けて、本取引後の当社の組織運営及び当社株式の取扱いについて協議を実施するとともに、並行して、当社も含めた3社の成長戦略を加速させることを目的とした公開買付者とバローホールディングスの間の資本業務提携について、本公開買付けの成立以降に具体的な協議・交渉を実施するために、本公開買付けの公表と同日に本基本合意書を締結することについて協議を実施したとのことです。

<中略>

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月2日に、本公開買付価格を1,325円（当該提案日の前営業日である2026年1月30日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,079円に対して22.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して14.32%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して17.57%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して21.23%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第4回提案を行ったとのことです。なお、公開買付者は、当初下限案においても、少数株主保護の観点から相応の手当がなされていると考えたため、第4回提案において、買付予定数の下限に関して、当初下限案からの変更はないとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月4日に、本公開買付価格は当社の本源的価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請を受けたとのことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月6日に、本公開買付価格を1,335円（当該提案日の前営業日である2026年2月5日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,120円に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,146円に対して16.49%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,130円に対して18.14%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して21.92%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第5回提案を行ったとのことです。また、公開買付者は、当該第5回提案において、当社に対し、当初下限案においても、少数株主保護の観点から相応の手当がなされていると考えるものの、本特別委員会からの当初下限案に対する少数株主の応募判断の自由が事実上制約され取引に係る強圧性が高まることとなり得る意見を真摯に受け止め、また買付予定数の下限を、当社の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に引き上げたとしても、本公開買付価格を踏まえると十分な応募が集まり本公開買付けは成立すると考え、当社の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定する旨の方針を決定した上で、その旨を提案したとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月7日に、公開買付者から提案された買付予定数の下限は受諾する一方、本公開買付価格は当社の第三者算定機関である山田＆パートナーズアドバイザリー株式会社（以下「山田＆パートナーズアドバイザリー」といいます。）が実施したディスカウンティング・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく当社の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、当社の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請を受けたとのことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月9日に、本公開買付価格を1,410円（当該提案日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して24.23%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して25.33%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して24.45%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して28.65%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第6回提案を行ったとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月10日に、本公開買付価格は山田＆パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく当社の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を引き上げるように要請を受けたとのことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、当社に対し、2026年2月10日に、本公開買付価格を1,465円（当該提案日の前営業日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して29.07%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して30.22%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して29.30%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする最終提案を行ったとのことです。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月10日に、本公開買付価格は当社の少数株主の利益にも配慮された水準であり、少数株主保護の観点から受け入れ得る水準に達したものと判断し、当該提案を応諾する旨の回答を受け、本公開買付価格を1,465円、及び本新株予

約権買付価格を1円とすることで合意に至ったとのことです。

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、2026年2月12日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施すること、2026年2月12日付で、当社との間で本資本業務提携契約を、バローホールディングスとの間で本不応募契約、本株主間契約及び本基本合意書を、またアサクラ・HD及び浅倉氏との間で本応募契約を締結することを決議したとのことです。なお、浅倉氏は当社の利害関係者であるため、公開買付者との間で、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する直接の協議・交渉は行ってないのことです。

<後略>

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 検討体制の構築の経緯

(訂正前)

2025年8月18日にバローホールディングスから、公開買付者に対し本取引について対面で提案を行い、公開買付者が本取引について前向きに検討を行う旨をバローホールディングスに8月18日に伝達したことを踏まえ、同日、公開買付者が本取引に対して前向きに検討を行う意向についてバローホールディングスより浅倉氏が説明を受けました。これを受け、当社は2025年9月中旬から同年10月中旬にかけて、公開買付者、バローホールディングス、浅倉氏、アサクラ・HD（以下総称して、「公開買付関連当事者」といいます。）及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関として山田＆パートナーズアドバイザリーと、公開買付関連当事者及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「三井住友銀行企業情報部」といいます。）と、公開買付関連当事者及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）と連携を開始いたしました。

<後略>

(訂正後)

2025年8月18日に公開買付者が、三井住友銀行を介して提案されていた本取引について、バローホールディングスより対面で改めての検討打診を受け、本取引について前向きに検討を行う旨をバローホールディングスに同日に伝達したことを踏まえ、同日、公開買付者が本取引に対して前向きに検討を行う意向についてバローホールディングスより浅倉氏が説明を受けました。これを受け、当社は2025年9月中旬から同年10月中旬にかけて、公開買付者、バローホールディングス、浅倉氏、アサ克拉・HD（以下総称して、「公開買付関連当事者」といいます。）及び当社グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関として山田＆パートナーズアドバイザリーと、公開買付関連当事者及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「三井住友銀行企業情報部」といいます。）と、公開買付関連当事者及び当社グループ並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）と連携を開始いたしました。

<後略>

(ii) 検討・交渉の経緯

(訂正前)

<前略>

当社及び本特別委員会は、2025年9月25日に本意向表明書を受領し、2025年9月30日付で、公開買付者に対し、三井住友銀行経由で、本意向表明書による提案を真摯なものと認識し、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉並びに判断を行うための体制の構築を開始した旨、並びに公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を行いました。それを踏まえて、当社における検討・協議を進め、2025年10月下旬以

降同年12月中旬まで、本取引後の当社の経営体制・事業方針、本取引における当社と公開買付者のシナジーについての質疑応答及び意見交換を複数回実施しました。また、公開買付者による、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2025年11月中旬から2026年1月上旬まで受け入れました。それらを踏まえ、2026年1月下旬から同年2月上旬まで、公開買付者と当社との間で、本取引及び両社の業務提携を通じて、両社の企業価値を向上させることを目的とする本資本業務提携契約の諸条件について協議を実施しました。本公開買付価格については、当社は、2026年1月9日以降、公開買付者との間で、複数回にわたる交渉を重ねました。具体的には、当社及び本特別委員会は、公開買付者が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報及び当社から提供を受けた事業計画を前提として第三者算定機関である大和証券が実施した当社株式価値の算定結果を踏まえ、当社の事業及び事業の状況、当社株式の直近の市場株価推移並びに本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果として、公開買付者から、2026年1月9日に本公開買付価格を1,120円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,237円に対して9.46%のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,183円に対して5.33%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,110円に対して0.90%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,081円に対して3.61%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する初回提案を受けました。また、公開買付者より、当該初回提案において、当社に対し、買付予定数の下限を、当社の総株主の議決権（但し、B B T所有株式に係る議決権及び当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。）の数に当社の過去5年間の定時株主総会における議決権行使数の最大値である89.41%を乗じた議決権の数に3分の2を乗じた株数となるように設定する当初下限案の提案を受けました。これに対し、当社及び本特別委員会は、2026年1月15日に、本公開買付価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、当社の少數株主の利益に十分配慮された価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを検討するよう要請するとともに、買付予定数の下限に関して、当初下限案の設計としている理由について質問を行いました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年1月19日に本公開買付価格を1,200円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,129円に対して6.29%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,204円に対して0.33%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して6.67%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,090円に対して10.09%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第2回提案を受けました。また、公開買付者より、当該第2回提案において、当社に対し、買付予定数の下限については、株式併合議案に対する議決権行使比率は平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があることに鑑み、本不応募合意株式と併せて当社の過去の定時株主総会議案の議決権行使比率の最大値の3分の2の議決権を確保できれば、本株式併合に係る議案を可決させることができると合理的に考えられることを踏まえ、公開買付けの成立の蓋然性を高める観点から、当初下限案とすることを想定している旨の提案を受けました。これに対し、当社及び本特別委員会は、2026年1月24日に、本公開買付価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、当社の少數株主の利益に十分配慮された価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを検討するよう要請するとともに、当初下限案に対して、少數株主の応募判断の自由が事実上制約され、取引に係る強圧性が高まることとなり得ることから、本取引の手続の公正性を確保する観点からの懸念を示しました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年1月26日に本公開買付価格を1,275円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,101円に対して15.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,184円に対して7.69%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して13.13%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して16.65%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第3回提案を受けました。また、公開買付者より、当該第3回提案において、当社に対し、当初下限案においては本株式併合に係る議案が当社の株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できないものの、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定である旨の提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、2026年1月30日に、本

公開買付価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、当社の真の企業価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、少数株主の利益を軽視しているとして、本公司開買付価格の大幅な引き上げ及び取引条件全体について改めて検討するように要請いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年2月2日に本公司開買付価格を1,325円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,079円に対して22.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して14.32%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して17.57%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して21.23%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第4回提案を受けました。なお、第4回提案において、買付予定数の下限に関して、当初下限案からの変更はありませんでした。これに対し、本特別委員会は、2026年2月4日に、本公司開買付価格として1株当たり1,500円を上回る水準感を要望として示しつつ、提案された本公司開買付価格は当社の本源的価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、本公司開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公司開買付価格を引き上げるように要請いたしました。

<中略>

本特別委員会からのかかる要請を受けて、当社は、公開買付者より、2026年2月10日に、本公司開買付価格を1,465円（当該提案日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して29.07%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して30.22%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して29.30%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第7回提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、当該価格が第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく当社の株式価値算定のレンジの下限を超えるものであることを踏まえて審議した結果、本特別委員会としてこれを応諾することを決定するとともに、本新株予約権買付価格については本新株予約権者に対して本公司開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることが相当であると考えられる旨決定しました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社及び本特別委員会は、2025年9月25日に本意向表明書を受領し、2025年9月30日付で、当社フィナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行企業情報部経由で公開買付者より受領した本意向表明書による提案を、真摯なものと認識し、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（当該体制の構築の詳細については、上記「（2）本公司開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公司開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（i）検討体制の構築の経緯」をご参照ください。）の構築を開始した旨、並びに公開買付者によるデュー・ディリジェンスを2025年11月中旬から2026年1月上旬まで受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を、同日に三井住友銀行企業情報部より公開買付者フィナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して行いました。それを踏まえて、当社における検討・協議を進め、2025年10月下旬以降同年12月中旬まで、本取引後の当社の経営体制・事業方針、本取引における当社と公開買付者のシナジーについての質疑応答及び意見交換を複数回実施しました。また、公開買付者による、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2025年11月中旬から2026年1月上旬まで受け入れました。それらを踏まえ、2026年1月下旬から同年2月上旬まで、公開買付者と当社との間で、本取引及び両社の業務提携を通じて、両社の企業価値を向上させることを目的とする本資本業務提携契約の諸条件について協議を実施しました。本公司開買付価格については、当社は、2026年1月9日以降、公開買付者との間で、複数回にわたる交渉を重ねました。具体的には、当社及び本特別委員会は、公開買付者が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報及び当社から提供を受けた事業計画を前提として第三者算定機関である大和証券が実施した当社株式価値の算定結果を踏まえ、当社の事業及び事業の状況、当社株式の直近の市場株価

推移並びに本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果として、公開買付者から、2026年1月9日に本公開買付価格を1,120円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,237円に対して9.46%のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,183円に対して5.33%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,110円に対して0.90%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,081円に対して3.61%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する初回提案を受けました。また、公開買付者より、当該初回提案において、当社に対し、買付予定数の下限を、当社の総株主の議決権（但し、B B T所有株式に係る議決権及び当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。）の数に当社の過去5年間の定時株主総会における議決権行使数の最大値である89.41%を乗じた議決権の数に3分の2を乗じた株数となるように設定する当初下限案の提案を受けました。これに対し、当社及び本特別委員会は、2026年1月15日に、本公開買付価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、当社の少数株主の利益に十分配慮された価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを検討するよう要請するとともに、買付予定数の下限に関して、当初下限案の設計としている理由について質問を行いました。公開買付者からの回答は、第2回提案時に併せて受領し、以下の記載のとおりです。

その後、当社は、公開買付者から、2026年1月19日に本公開買付価格を1,200円（提案日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,129円に対して6.29%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,204円に対して0.33%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して6.67%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,090円に対して10.09%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第2回提案を受けました。また、公開買付者より、当該第2回提案において、当社に対し、買付予定数の下限については、株式併合議案に対する議決権行使比率は平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があることに鑑み、本不応募合意株式と併せて当社の過去の定時株主総会議案の議決権行使比率の最大値の3分の2の議決権を確保できれば、本株式併合に係る議案を可決させることができると合理的に考えられることを踏まえ、公開買付けの成立の蓋然性を高める観点から、当初下限案とすることを想定している旨の提案を受けました。これに対し、当社及び本特別委員会は、2026年1月24日に、本公開買付価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、当社の少数株主の利益に十分配慮された価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを検討するよう要請するとともに、当初下限案に対して、少数株主の応募判断の自由が事実上制約され、取引に係る強圧性が高まることとなり得ることから、本取引の手続の公正性を確保する観点から懸念を示しました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年1月26日に本公開買付価格を1,275円（提案日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,101円に対して15.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,184円に対して7.69%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して13.13%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して16.65%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第3回提案を受けました。また、公開買付者より、当該第3回提案において、当社に対し、当初下限案においては本株式併合に係る議案が当社の株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できないものの、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定である旨の提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、2026年1月30日に、本公開買付価格は当社の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、当社の真の企業価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、少数株主の利益を軽視しているとして、本公開買付価格の大幅な引き上げ及び取引条件全体について改めて検討するよう要請いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年2月2日に本公開買付価格を1,325円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,079円に対して22.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して14.32%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して17.57%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して21.23%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第4回提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、2026年2月4日に、本公開買付価格として1株当たり1,500円を上

回る水準感を要望として示しつつ、提案された本公開買付価格は当社の本源的価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を引き上げるように要請いたしました。

<中略>

本特別委員会からのかかる要請を受けて、当社は、公開買付者より、2026年2月10日に、本公開買付価格を1,465円（当該提案日の前営業日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して29.07%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して30.22%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して29.30%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第7回提案を受けました。これに対し、本特別委員会は、当該価格が第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく当社の株式価値算定のレンジの下限を超えるものであることを踏まえて審議した結果、本特別委員会としてこれを応諾することを決定するとともに、本新株予約権買付価格については本新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることが相当であると考えられる旨決定しました。

<後略>

(iii) 判断内容

(訂正前)

<前略>

- (b) 本公開買付価格は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,142円に対して28.28%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,126円に対して30.11%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,134円に対して29.19%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。当該プレミアム水準は、近年の類似事例（具体的には、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2025年12月30までの間に公表されかつ成立したTOB事例のうち、買付者及び特別関係者のTOB実施後の予定保有割合が100%かつスクイーズアウト手続が株式併合である事例35件（対象者がREIT又はTOKYO PRO Market上場の事例、自己株TOB、ディスカウントTOB、二段階TOBの第一回TOB、MBO、対象者が投資法人である事例、PBR1倍未満の事例を除く。））のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（28.08%）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値（32.04%）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値（35.33%）、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値（42.62%））と比較して大きな遜色があるわけではなく、類似事例のプレミアムの中央値を下回る点があることのみを理由として合理性を否定することはできない水準であること

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (b) 本公開買付価格は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値1,142円に対して28.28%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,126円に対して30.11%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,134円に対して29.19%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。当該プレミアム水準は、近年の類似事例（具体的には、経済産業省が

「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2025年12月30日までの間に公表されかつ成立したTOB事例のうち、買付者及び特別関係者のTOB実施後の予定保有割合が100%かつスクイーズアウト手続が株式併合である事例35件（対象者がREIT又はTOKYO PRO Market上場の事例、自己株TOB、ディスカウントTOB、二段階TOBの第一回TOB、MBO、対象者が投資法人である事例、PBR1倍未満の事例を除く。）（以下「近年の類似事例」について同様です。）のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（28.08%）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値（32.04%）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値（35.33%）、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値（42.62%））と比較した場合、近年の類似事例における過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値を下回ってはいるものの、2025年12月下旬から2026年1月上旬にかけて当社の市場株価が一時的に高騰したことから、本公開買付価格のプレミアム水準が結果として低くなつたこと、及び、かかる当社の市場株価の一時的な高騰にもかかわらず近年の類似事例における公表日前日終値に対する中央値のプレミアム水準（28.08%）を上回つてゐることを考慮すれば、近年の類似事例のプレミアム水準として大きな遜色があるわけではなく、近年の類似事例のプレミアムの中央値を下回る点があることのみを理由として、その合理性を否定することはできない水準であること

＜後略＞

4. 当社の株主による公開買付けへの応募その他本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

（2）本不応募契約

（訂正前）

＜前略＞

- B. バローホールディングスは、本不応募契約の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外のいかなる第三者との間でも、又はいかなる第三者に対しても、本不応募合意株式の譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にし得る取引（以下「競合取引（本不応募契約）」といいます。）及びそれらに関する合意を行わず、競合取引（本不応募契約）に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。但し、バローホールディングスが、公開買付者以外の第三者から、バローホールディングスの一切の関与なく当社株式の非公開化を前提とした競合取引（本不応募契約）に関する提案（以下「本第三者提案」といいます。）を受領した場合、又は、当社株式に対する公開買付け（本第三者提案とあわせて「本第三者提案等」といいます。）が公表若しくは開始された場合において、下記C.に定める協議の結果も踏まえて、バローホールディングスの公開買付者及び当社との事業上の関係を考慮しても本第三者提案等がバローホールディングスにとって本取引の条件に優越する可能性があるとバローホールディングスが客観的かつ合理的に判断した場合には、この限りではない。
- C. バローホールディングスが第三者から競合取引（本不応募契約）に関する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供その他の申出を受けた場合又は当社が公開買付者以外の第三者から当該申出を受けたことを知った場合には、バローホールディングスは、直ちに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

- B. バローホールディングスは、本不応募契約の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外のいかなる第三者との間でも、又はいかなる第三者に対しても、本不応募合意株式の譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実

行を困難にし得る取引（以下「競合取引」という。）及びそれらに関する合意を行わず、競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。但し、バローホールディングスが、公開買付者以外の第三者から、バローホールディングスの一切の関与なく当社株式の非公開化を前提とした競合取引に関する提案（以下「本第三者提案」という。）を受領した場合、又は、当社株式に対する公開買付け（本第三者提案とあわせて「本第三者提案等」という。）が公表若しくは開始された場合において、下記C.に定める協議の結果も踏まえて、バローホールディングスの公開買付者及び当社との事業上の関係を考慮しても本第三者提案等がバローホールディングスにとって本取引の条件に優越する可能性があるとバローホールディングスが客観的かつ合理的に判断した場合には、この限りではない。

- C. バローホールディングスが第三者から競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供その他の申出を受けた場合又は当社が公開買付者以外の第三者から当該申出を受けたことを知った場合には、バローホールディングスは、直ちに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

＜後略＞

（3）本応募契約

A. 本応募契約（アサクラ・HD）

（訂正前）

＜前略＞

- (b) アサクラ・HDは、本応募契約（アサクラ・HD）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外のいかなる第三者との間でも、又はいかなる第三者に対しても、本応募合意株式（アサクラ・HD）の譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にし得る取引及びそれらに関する合意を行わず、競合取引（以下、「競合取引（本応募契約）」）に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。
- (c) アサクラ・HDが第三者から競合取引（本応募契約）に関する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供その他の申出を受けた場合又は当社が公開買付者以外の第三者から当該申出を受けたことを知った場合には、アサクラ・HDは、直ちに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

- (b) アサ克拉・HDは、本応募契約（アサ克拉・HD）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外のいかなる第三者との間でも、又はいかなる第三者に対しても、本応募合意株式（アサ克拉・HD）の譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にし得る取引及びそれらに関する合意を行わず、競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。
- (c) アサ克拉・HDが第三者から競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供その他の申出を受けた場合又は当社が公開買付者以外の第三者から当該申出を受けたことを知った場合には、アサ克拉・HDは、直ちに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

＜後略＞

B. 本応募契約（浅倉氏）

（訂正前）

＜前略＞

- (b) 浅倉氏は、本応募契約（浅倉氏）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外のいかなる第三者との間でも、又はいかなる第三者に対しても、本応募合意株式等（浅倉氏）の譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にし得る取引及びそれらに関する合意を行わず、競合取引（本応募契約）に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。
- (c) 浅倉氏が第三者から競合取引（本応募契約）に関する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供その他の申出を受けた場合又は当社が公開買付者以外の第三者から当該申出を受けたことを知った場合には、浅倉氏は、直ちに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (b) 浅倉氏は、本応募契約（浅倉氏）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外のいかなる第三者との間でも、又はいかなる第三者に対しても、本応募合意株式等（浅倉氏）の譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にし得る取引及びそれらに関する合意を行わず、競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない。
- (c) 浅倉氏が第三者から競合取引に関する提案、勧誘、協議、交渉若しくは情報提供その他の申出を受けた場合又は当社が公開買付者以外の第三者から当該申出を受けたことを知った場合には、浅倉氏は、直ちに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

<後略>

(4) 本株主間契約

(訂正前)

公開買付者は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、2026年2月12日付で、バローホールディングスとの間で、本取引完了後の当社の組織、運営及び株式の取扱い等に関して、本株主間契約を締結しているとのことです。なお、本株主間契約は、一部の条項を除き、本スクイーズアウト手続が完了し、当社に対するバローホールディングス及び公開買付者の議決権所有比率が、それぞれ51.0%及び49.0%となったときに、その効力が生じることとされているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、バローホールディングスとの間で、本取引完了後の当社の組織、運営及び株式の取扱い等に関して、2026年2月12日付で、本株主間契約を締結しているとのことです。

A. 本取引完了後の議決権保有割合

本取引完了時点における公開買付者及びバローホールディングスの当社株式の議決権保有割合をそれぞれ約49.4%、約50.6%とすることを確認する。

B. 当社の機関構成

本取引完了以降、実務上可能な限り速やかに、当社の機関構成等を、次の(a)及び(b)のとおりとするための必要な行為(当社の株主総会における定款変更等の議案についての賛成の議決権の行使を含む。)を行う。

(a) 設置機関：取締役会、監査役会、会計監査人

- (b) 役員指名権：(i)当社の取締役の員数を11名とし、公開買付者がそのうち5名を、バローホールディングスが6名をそれぞれ指名することができ(ii)当社の代表取締役の員数を3名とし、公開買付者がそのうち1名を、バローホールディングスが2名をそれぞれ指名することができ、(iii)当社の監査役の員数及び指名については公開買付者及びバローホールディングスが協議の上で決定する。
- C. 当社及び各重要子会社において本株主間契約で定める事項（定款変更、組織再編、株式及び新株予約権等の発行、解散及び清算、事業計画の決定・変更等）を決定する際には両当事者の事前承諾を要する。
- D. 当社株式に関する事項
- (a) 相手方の事前の承諾がある場合を除き保有する当社株式を第三者に対する譲渡及び担保権の設定等を行ってはならない。
- (b) 本取引完了時から3年が経過した日以降、本株主間契約に定める一定の事由が生じた場合において、公開買付者はプットオプションを行使することができる。
- (c) 上記(b)のほか、両当事者が本株主間契約に定める自らの義務又は表明及び保証に重要な点で違反し、当該違反が一定期間内に治癒されない場合等において、両当事者はプットオプション及びコールオプションを行使することができる。

<後略>

以上

(参考)

2026年2月18日付

「アレンザホールディングス株式会社（証券コード：3546）の株券等に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ（別添）



2026年2月18日

各 位

会社名 コーナン商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 斎田 直太郎
(コード 7516 東証プライム)
問合せ先 常務取締役上席執行役員 成田 幸夫
(TEL. 06-6397-1622)

(訂正)「アレンザホールディングス株式会社(証券コード:3546)の株券等に対する
公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

コーナン商事株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年2月12日付「アレンザホールディングス株式会社（証券コード：3546）の株券等に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「2026年2月12日付プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、アレンザホールディングス株式会社（証券コード：3546、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式の全て（但し、本新株予約権（「本新株予約権」の定義については、2026年2月12日付プレスリリースの「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」をご参照ください。）の行使により交付される普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び株式会社バローホールディングス（以下「バローホールディングス」といいます。）が所有する本不応募合意株式（「本不応募合意株式」の定義については、2026年2月12日付プレスリリースの「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。）を除きます。以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権の全てを対象とする、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年2月13日より開始しております。

今般、2026年2月13日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、記載事項の一部に修正すべき不備があったことに伴い、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で提出いたしました。これに伴い、2026年2月12日付プレスリリースの内容を下記のとおり一部訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(iii) 本応募契約

(訂正前)

公開買付者及び対象者の代表取締役会長兼CEOである浅倉俊一氏（以下「浅倉氏」といいます。）一族の資産管理会社であり対象者の第3位株主である株式会社アサクラ・HD（以下「アサクラ・HD」といいます。所有株式数：1,043,100株、所有割合：3.45%_o）の間の、アサクラ・HDが所有する対象者株式の全て（以下「本応募合意株式（アサクラ・HD）」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を定めた契約（以下「本応募契約（アサクラ・HD）」といいます。）並びに公開買付者及び対象者の第7位株主である浅倉氏（所有株式数：275,639株、所有割合：0.91%）の

間の、浅倉氏が所有する対象者株式の全てのうち、(注4) のとおり譲渡制限付株式は本公開買付けに応募することができないため同氏が所有する譲渡制限付株式6,000株を除く269,639株(所有割合:0.89%)及び本新株予約権(浅倉氏は2014年度新株予約権を87個(目的となる対象者株式の数:9,657株)、2015年度新株予約権を77個(目的となる対象者株式の数:8,547株)、2016年度新株予約権を97個(目的となる対象者株式の数:10,767株)を所有しています。)(以下「本応募合意株式等(浅倉氏)」といい、本応募合意株式(アサクラ・HD)と併せて「本応募合意株式」と総称します。所有株式数の合計:1,312,739株、所有割合:4.34%)について本公開買付けに応募する旨を定めた契約(以下「本応募契約(浅倉氏)」といい、本応募契約(アサクラ・HD)と併せて個別に又は総称して「本応募契約」といいます。)

(訂正後)

公開買付者及び対象者の代表取締役会長兼CEOである浅倉俊一氏(以下「浅倉氏」といいます。)一族の資産管理会社であり対象者の第3位株主である株式会社アサクラ・HD(以下「アサクラ・HD」といいます。所有株式数:1,043,100株、所有割合:3.45%)の間の、アサクラ・HDが所有する対象者株式の全て(以下「本応募合意株式(アサクラ・HD)」といいます。)について本公開買付けに応募する旨を定めた契約(以下「本応募契約(アサ克拉・HD)」といいます。)並びに公開買付者及び対象者の第7位株主である浅倉氏(所有株式数:275,639株、所有割合:0.91%なお、アサクラ・HDが所有する対象者株式と合計した場合、所有株式数の合計:1,318,739株、所有割合:4.36%)の間の、浅倉氏が所有する対象者株式の全てのうち、(注4) のとおり譲渡制限付株式は本公開買付けに応募することができないため同氏が所有する譲渡制限付株式6,000株を除く269,639株(所有割合:0.89%)及び本新株予約権(浅倉氏は2014年度新株予約権を87個(目的となる対象者株式の数:9,657株)、2015年度新株予約権を77個(目的となる対象者株式の数:8,547株)、2016年度新株予約権を97個(目的となる対象者株式の数:10,767株)を所有しています。)(以下「本応募合意株式等(浅倉氏)」といい、本応募合意株式(アサ克拉・HD)と併せて「本応募合意株式」と総称します。所有株式数の合計:1,312,739株、所有割合:4.34%)について本公開買付けに応募する旨を定めた契約(以下「本応募契約(浅倉氏)」といい、本応募契約(アサ克拉・HD)と併せて個別に又は総称して「本応募契約」といいます。)

<本取引の概要及びスキーム図>

III. 本公開買付けの実施後

② 本取引後

(訂正前)

(前略)

なお、対象者が本日付で公表した「コーナン商事株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権は、その行使の条件として、行使期間において、対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括して行使できる旨の定めが設けられているため、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないこと等を考慮し、本新株予約権買付価格についてはいずれも1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したことです。対象者取締役

会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

なお、対象者が 2026年2月13日付で公表した「コーナン商事株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権は、その行使の条件として、行使期間において、対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括して行使できる旨の定めが設けられているため、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないこと等を考慮し、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格といいます。）についてはいずれも1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

そのような中、公開買付者は、2025年4月24日に主要取引銀行である三井住友銀行から対象者の親会社であるバローホールディングスとのビジネスマッチングの提案を受けました。公開買付者は、共同出店や公開買付者が運営する店舗へのテナント出店による関西圏・関東圏を中心とした市場深耕における協働の可能性を模索することは、公開買付者の施設運用における選択肢の拡大に繋がると考え、2025年5月8日に当該提案を応諾し、三井住友銀行の打診を踏まえ同年6月11日にバローホールディングスと双方の出店戦略や小売業界の動向等に関して意見交換を実施いたしました。その後、2025年7月14日に、三井住友銀行経由で、バローホールディングスより、これまでの対象者とバローホールディングスとの資本関係及び協業関係を維持しつつ、公開買付者が対象者グループと経営面及び事業面で連携することにより、公開買付者、対象者及びバローホールディングスの3社の企業価値向上を図ることを目的として、公開買付者が対象者株式を公開買付け（バローホールディングスは当該公開買付けに不応募とする点を含む。）により非公開化するとともに、公開買付者、対象者及びバローホールディングスとの間で資本業務提携を行い、公開買付けの実施後に株式併合を通じたスクイーズアウトを実施することにより、最終的には対象者を公開買付者の持分法適用関連会社、バローホールディングスの連結子会社とすることを実現するとの提案を受けました。その後、2025年7月24日に、三井住友銀行を介して公開買付者からバローホールディングスに対し、公開買付けの方法（単独・共同）、想定している公開買付者及びバローホールディングスの対象者における議決権割合といった公開買付者が本取引の検討を行う上での課題点を説明し、2025年7月29日に、バローホールディングスから、上記「<本取引の概要及びスキーム図>」に記載の内容を当該課題点に対する回答として提示され、併せて面談の申入れを受けました。これらのバローホールディングスとの間の協議を経て、2025年8月18日にバローホールデ

ィングスとの面談を実施し、改めて本取引について対面での提案を受け、公開買付者は、本取引の検討を行う旨をバローホールディングスへ伝えました。

(中略)

- (a) 両社の中核事業であるホームセンター業界において、公開買付者は国内第3位の売上高、対象者は国内第7位の売上高（注4）であり、単純合算すると売上高で業界1位の存在となり、プレゼンスが向上。また同時に両社が協業体制を構築することで、従来よりも一層広い地域、従業員からの情報収集及び提案を募ることが可能となり、顧客ニーズにとどまらず、物流・店内業務をはじめとする業務合理化においても効果的な施策を検討することが可能

(中略)

- (b) 併せて、現在対象者で推進しているPB（注5）比率向上について、2025年2月期のPB比率が約16.5%である対象者に対し、約35.5%のPB比率を実現している公開買付者がPB開発やPBの効果的な品揃えなどに関するノウハウを対象者に提供し、公開買付者のPBを対象者へ公開買付者と同水準を目指して供給していくことで、粗利益率の改善を期待できる

(注5) 「PB」とは、Private Brandの略であり、小売業者や流通業者が独自に企画・開発し、自社ブランド名で販売する商品を指し、中間コストを抑え、価格と品質のバランスを最適化しつつ、粗利率を高めやすい高収益型の商品です。

(中略)

その後、公開買付者は、2025年8月25日に、本取引に係る今後の想定スケジュール及び検討体制について、三井住友銀行から説明を受け、下記に記載するとおり本取引に係る検討体制の構築を進め、2025年9月25日付で、対象者に対して、本公開買付けにより本不応募合意株式を除く対象者株式を取得すること、及び公開買付者と対象者との間で資本業務提携を行うことに関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。なお、本意向表明書において、買付価格については、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果も踏まえ、別途提案することとしております。その後、公開買付者は、2025年9月30日付で三井住友銀行企業情報部（下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）経由で対象者より、本意向表明書による提案を真摯なものと認識し、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（i）検討体制の構築の経緯」の記載のとおり、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始した旨、及び公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を受けました。

(中略)

- (a) 粗利益率改善

2025年2月期の公開買付者のPB比率は約35.5%となっているのに対し、2025年2月期の対象者のPB比率は約16.5%と公開買付者より低い水準にとどまっておりますが、PB商品は粗利益率が高いことから、PB商品における公開買付者の商品開発力及びPB商品の対象者への供給等により、対象者におけるPB比率を向上させることで、対象者の粗利益率の改善が可能になると考えております。

(中略)

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年2月6日に、本公開買付価格を1,335円（当該提案日の前営業日である2026年2月5日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,120円に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,146円に対して16.49%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,130円に対して18.14%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して21.92%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第5回提案を行いました。また、公開買付者は、当該第5回提案において、対象者に対し、当初下限案においても、少数株主保護の観点から相応の手当がなされていると

考えるものの、本特別委員会からの当初下限案に対する少数株主の応募判断の自由が事実上制約され取引に係る強圧性が高まることとなり得る意見を真摯に受け止め、また買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に引き上げたとしても、本公開買付価格を踏まえると十分な応募が集まり本公開買付けは成立すると考え、買付予定数の下限を、対象者の総株主数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定する旨の方針を決定した上で、その旨を提案いたしました。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月7日に、公開買付者から提案された買付予定数の下限は受諾する一方、本公開買付価格は対象者の第三者算定機関である山田＆パートナーズアドバイザリー株式会社（以下「山田＆パートナーズアドバイザリー」といいます。）が実施したディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、対象者の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請を受けました。

（中略）

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、本日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けを実施すること、本日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を、バローホールディングスとの間で本不応募契約、本株主間契約及び本基本合意書を、またアサクラ・HD及び浅倉氏との間で本応募契約を締結することを決議いたしました。

（訂正後）

（前略）

そのような中、公開買付者は、2025年4月24日に主要取引銀行である三井住友銀行から対象者の親会社であるバローホールディングスとのビジネスマッチングの提案を受けました。公開買付者は、共同出店や公開買付者が運営する店舗へのテナント出店による関西圏・関東圏を中心とした市場深耕における協働の可能性を模索することは、公開買付者の施設運用における選択肢の拡大に繋がると考え、2025年5月8日に当該提案を応諾したところ、同日、三井住友銀行から公開買付者及びバローホールディングスの間の意見交換実施に関する打診が公開買付者に対してなされたことを踏まえ、同年6月11日にバローホールディングスと双方の出店戦略や小売業界の動向等に関して意見交換を実施いたしました。その後、2025年7月14日に、三井住友銀行経由で、バローホールディングスより、これまでの対象者とバローホールディングスとの資本関係及び協業関係を維持しつつ、公開買付者が対象者グループと経営面及び事業面で連携することにより、公開買付者、対象者及びバローホールディングスの3社の企業価値向上を図ることを目的として、公開買付者が対象者株式を公開買付け（バローホールディングスは当該公開買付けに不応募とする点を含む。）により非公開化するとともに、公開買付者、対象者及びバローホールディングスとの間で資本業務提携を行い、公開買付けの実施後に株式併合を通じたスクイーズアウトを実施することにより、最終的には対象者を公開買付者の持分法適用関連会社、バローホールディングスの連結子会社とすることを実現するとの提案を受けました。その後、2025年7月24日に、三井住友銀行を介して公開買付者からバローホールディングスに対し、公開買付けの方法（単独・共同）、想定している公開買付者及びバローホールディングスの対象者における議決権割合といった公開買付者が本取引の検討を行うまでの課題点を説明し、2025年7月29日に、バローホールディングスから、上記「<本取引の概要及びスキーム図>」に記載の内容を当該課題点に対する回答として提示され、併せて面談の申入れを受けました。これらのバローホールディングスとの間の協議を経て、2025年8月18日にバローホールディングスとの面談を実施し、改めて本取引について対面での提案を受け、公開買付者は、前向きに本取引の検討を行う旨をバローホールディングスへ伝えました。

（中略）

- (a) 両社の中核事業であるホームセンター業界において、公開買付者は国内第3位の売上高、対象者は国内第7位の売上高（注4）であり、単純合算すると売上高で業界1位の存在となり、プレゼンスが向上し、また同時に両社が協業体制を構築することで、従来よりも一層広い地域、従業員からの

情報収集及び提案を募ることが可能となり、顧客ニーズにとどまらず、物流・店内業務をはじめとする業務合理化においても効果的な施策を検討することが可能

(中略)

- (b) 併せて、現在対象者で推進している PB（注5）比率向上について、2025年2月期のPB比率が約16.5%である対象者に対し、約35.5%のPB比率を実現している公開買付者がPB開発やPBの効果的な品揃えなどに関するノウハウを対象者に提供するとともに、公開買付者のPB自体を対象者へ共有することによって、対象者が公開買付者と同水準のPB比率を達成することを目指す。PBは、製造は国内外の製造業者に委託しつつ、卸売業者やメーカーブランドを介さない調達形態として中間マージン等のコストを削減し、価格及び品質設計を自社で最適化できることから、粗利率を高めやすい高収益性の商品であって、対象者におけるPB比率の向上により、粗利益率の改善を期待できる

(注5) 「PB」とは、Private Brandの略であり、小売業者や流通業者が独自に企画・開発し、自社ブランド名で販売する商品を指し、製造は国内外の製造業者に委託しつつ、卸売業者やメーカーブランドを介さない調達形態として中間マージン等のコストを削減し、価格及び品質設計を自社で最適化できる、粗利率を高めやすい高収益性型の商品です。

(中略)

その後、公開買付者は、2025年8月25日に、本取引に係る今後の想定スケジュール及び検討体制について、対象者のフィナンシャル・アドバイザーに就任予定の三井住友銀行から説明を受け、下記に記載するとおり本取引に係る検討体制の構築を進め、2025年9月25日付で、対象者に対して、本公開買付けにより本不応募合意株式を除く対象者株式を取得すること、及び公開買付者と対象者との間で資本業務提携を行うことに関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。なお、本意向表明書において、買付価格については、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果も踏まえ、別途提案することとしております。その後、公開買付者は、下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は2025年9月中旬よりフィナンシャル・アドバイザーとして三井住友銀行企業情報部と連携を開始しているため、同年9月30日付で三井住友銀行企業情報部経由で対象者より、本意向表明書による提案を真摯なものと認識し、下記

「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」の記載のとおり、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始した旨、及び公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を受けました。

(中略)

(a) 粗利益率改善

2025年2月期の公開買付者のPB比率は約35.5%となっているのに対し、2025年2月期の対象者のPB比率は約16.5%と公開買付者より低い水準にとどまっておりますが、PB商品は上記のとおり粗利益率が高いことから、PB商品における公開買付者の商品開発力及びPB商品の対象者への供給等により、対象者におけるPB比率を向上させることで、対象者の粗利益率の改善が可能になると考えております。

(中略)

本特別委員会からのかかる要請を受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年2月6日に、本公開買付価格を1,335円（当該提案日の前営業日である2026年2月5日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,120円に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,146円に対して16.49%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,130円に対して18.14%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して21.92%のプレミアムを加えた価格）、本

新株予約権買付価格を1円とする第5回提案を行いました。また、公開買付者は、当該第5回提案において、対象者に対し、当初下限案においても、少数株主保護の観点から相応の手当がなされていると考えるもの、本特別委員会からの当初下限案に対する少数株主の応募判断の自由が事実上制約され取引に係る強圧性が高まることとなり得る意見を真摯に受け止め、また買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に引き上げたとしても、本公司開買付価格を踏まえると十分な応募が集まり本公司開買付けは成立すると考え、対象者の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定する旨の方針を決定した上で、その旨を提案いたしました。これに対し、公開買付者は、本特別委員会より、2026年2月7日に、公開買付者から提案された買付予定数の下限は受諾する一方、本公司開買付価格は対象者の第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリー株式会社（以下「山田&パートナーズアドバイザリー」といいます。）が実施したディスカウントティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、対象者の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公司開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公司開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請を受けました。

（中略）

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、本日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公司開買付けを実施すること、本日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を、バローホールディングスとの間で本不応募契約、本株主間契約及び本基本合意書を、またアサクラ・HD及び浅倉氏との間で本応募契約を締結することを決議いたしました。なお、浅倉氏は対象者の利害関係者であるため、公開買付者との間で、本公司開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する直接の協議・交渉は行っておりません。

② 対象者が本公司開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（i）検討体制の構築の経緯

（訂正前）

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年8月18日にバローホールディングスから、公開買付者に対し本取引について対面で提案を行い、公開買付者が本取引について前向きに検討を行う旨をバローホールディングスに8月18日に伝達したことを踏まえ、同日、バローホールディングスより浅倉氏が公開買付者が本取引に対して前向きに検討を行う意向について説明を受けたとのことです。これを受け、対象者は2025年9月中旬から同年10月中旬にかけて、公開買付者、バローホールディングス、浅倉氏、アサクラ・HD（以下総称して、「公開買付関連当事者」といいます。）及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関として山田&パートナーズアドバイザリーと、公開買付関連当事者及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「三井住友銀行企業情報部」といいます。）と、公開買付関連当事者及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）と連携を開始したことです。

（後略）

（訂正後）

対象者プレスリリースによれば、2025年8月18日に公開買付者が、三井住友銀行を介して提案されていいた本取引について、バローホールディングスより対面で改めての検討打診を受け、本取引について前向きに検討を行う旨をバローホールディングスに同日に伝達したことを踏まえ、同日、公開買付者が本取引に対して前向きに検討を行う意向についてバローホールディングスより浅倉氏が説明を受けたとのことです。これを受け、対象者は2025年9月中旬から同年10月中旬にかけて、公開買付者、バローホールディングス、浅倉氏、アサ克拉・HD（以下総称して、「公開買付関連当事者」といいます。）及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関として山田&パートナーズアドバイザリーと、

公開買付関連当事者及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「三井住友銀行企業情報部」といいます。）と、公開買付関連当事者及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）と連携を開始したことです。

（後略）

（ii）検討・交渉の経緯

（訂正前）

（前略）

対象者及び本特別委員会は、2025年9月25日に本意向表明書を受領し、2025年9月30日付で、公開買付者に対し、三井住友銀行経由で、本意向表明書による提案を真摯なものと認識し、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉並びに判断を行うための体制の構築を開始した旨、並びに公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を行ったとのことです。それを踏まえて、対象者における検討・協議を進め、2025年10月下旬以降同年12月中旬まで、本取引後の対象者の経営体制・事業方針、本取引における対象者と公開買付者のシナジーについての質疑応答及び意見交換を複数回実施したことです。また、公開買付者による、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2025年11月中旬から2026年1月上旬まで受け入れたとのことです。

（中略）

本公開買付価格については、対象者は、2026年1月9日以降、公開買付者との間で、複数回にわたる交渉を重ねたとのことです。具体的には、対象者及び本特別委員会は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報及び対象者から提供を受けた事業計画を前提として第三者算定機関である大和証券が実施した対象者株式価値の算定結果を踏まえ、対象者の事業及び事業の状況、対象者株式の直近の市場株価推移並びに本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果として、公開買付者から、2026年1月9日に本公開買付価格を1,120円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値1,237円に対して9.46%のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,183円に対して5.33%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,110円に対して0.90%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,081円に対して3.61%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する初回提案を受けたとのことです。また、公開買付者より、当該初回提案において、対象者に対し、買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権（但し、BBT所有株式に係る議決権及び当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。）の数に對象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使数の最大値である89.41%を乗じた議決権の数に3分の2を乗じた株数となるよう設定する当初下限案の提案を受けたとのことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、2026年1月15日に、本公開買付価格は対象者の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、対象者の少数株主の利益に十分配慮された価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを検討するように要請するとともに、買付予定数の下限に関して、当初下限案の設計としている理由について質問を行ったとのことです。

（中略）

その後、対象者は、公開買付者から、2026年2月2日に本公開買付価格を1,325円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値1,079円に対して22.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して14.32%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して17.57%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して21.23%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第4回提案を受けたとのことです。なお、第4回提案において、買付予定数の下限に関し

て、当初下限案からの変更はないとのことです。これに対し、本特別委員会は、2026年2月4日に、本公開買付価格として1株当たり1,500円を上回る水準感を要望として示しつつ、提案された本公開買付価格は対象者の本源的価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を引き上げるように要請したことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、対象者は、公開買付者より、2026年2月6日に、本公開買付価格を1,335円（当該提案日の前営業日である2026年2月5日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,120円に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,146円に対して16.49%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,130円に対して18.14%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して21.92%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第5回提案を受けたとのことです。また、公開買付者から、当該第5回提案において、対象者に対し、当初下限案においても、少数株主保護の観点から相応の手当がなされていると考えるもの、本特別委員会からの意見を真摯に受け止め、買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権（但し、B B T所有株式に係る議決権及び当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。）の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定する旨の提案を受けたとのことです。これに対し、本特別委員会は、2026年2月7日に、公開買付者から提案された買付予定数の下限は受諾する一方、本公開買付価格は対象者の第三者算定機関である山田＆パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、対象者の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請したことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、対象者は、公開買付者より、2026年2月9日に、本公開買付価格を1,410円（当該提案日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して24.23%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して25.33%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して24.45%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して28.65%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第6回提案を受けたとのことです。これに対し、本特別委員会は、本公開買付価格は対象者の第三者算定機関である山田＆パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、対象者の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を引き上げるように要請したことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、対象者は、公開買付者より、2026年2月10日に、本公開買付価格を1,465円（当該提案日の前営業日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,135円に対して29.07%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して30.22%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して29.30%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第7回提案を受けたとのことです。これに対し、本特別委員会は、当該価格が第三者算定機関である山田＆パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限を超えるものであることを踏まえて審議した結果、本特別委員会としてこれを応諾することを決定するとともに、本新株予約権買付価格については本新株予約権者に対して本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることが相当であると考えられる旨決定したことです。

（後略）

（訂正後）

（前略）

対象者及び本特別委員会は、2025年9月25日に本意向表明書を受領し、2025年9月30日付で、対象者フィナンシャル・アドバイザリーである三井住友銀行企業情報部経由で公開買付者より受領した本意向

表明書による提案を、真摯なものと認識し、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（当該体制の構築の詳細については、上記「(i) 検討体制の構築の経緯」をご参照ください。）の構築を開始した旨、及び公開買付者によるデュー・ディリジェンスを2025年11月中旬から2026年1月上旬まで受け入れるとともに本取引の実施に向けた協議を進める旨の連絡を、同日に三井住友銀行企業情報部より公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して行ったとのことです。それを踏まえて、対象者における検討・協議を進め、2025年10月下旬以降同年12月中旬まで、本取引後の対象者の経営体制・事業方針、本取引における対象者と公開買付者のシナジーについての質疑応答及び意見交換を複数回実施したとのことです。また、公開買付者による、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2025年11月中旬から2026年1月上旬まで受け入れたとのことです。

(中略)

本公開買付価格については、対象者は、2026年1月9日以降、公開買付者との間で、複数回にわたる交渉を重ねたとのことです。具体的には、対象者及び本特別委員会は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報及び対象者から提供を受けた事業計画を前提として第三者算定機関である大和証券が実施した対象者株式価値の算定結果を踏まえ、対象者の事業及び事業の状況、対象者株式の直近の市場株価推移並びに本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果として、公開買付者から、2026年1月9日に本公開買付価格を1,120円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値1,237円に対して9.46%のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,183円に対して5.33%のディスカウント、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,110円に対して0.90%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,081円に対して3.61%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する初回提案を受けたとのことです。また、公開買付者より、当該初回提案において、対象者に対し、買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権（但し、BBT所有株式に係る議決権及び対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。）の数に對象者の過去5年間の定期株主総会における議決権行使数の最大値である89.41%を乗じた議決権の数に3分の2を乗じた株数となるように設定する当初下限案の提案を受けたとのことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、2026年1月15日に、本公開買付価格は対象者の企業価値を十分に反映したものとは到底評価できず、対象者の少数株主の利益に十分配慮された価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを検討するよう要請するとともに、買付予定数の下限に関して、当初下限案の設計としている理由について質問を行ったとのことです。公開買付者からの回答は、第2回提案時に併せて受領し、以下の記載とおりのことです。

(中略)

その後、対象者は、公開買付者から、2026年2月2日に本公開買付価格を1,325円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値1,079円に対して22.80%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して14.32%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して17.57%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,093円に対して21.23%のプレミアム）、本新株予約権買付価格を1円とすることを含んだ本取引に関する第4回提案を受けたとのことです。これに対し、本特別委員会は、2026年2月4日に、本公開買付価格として1株当たり1,500円を上回る水準感を要望として示しつつ、提案された本公開買付価格は対象者の本源的価値及び現有の潜在能力を著しく過小評価しており、本公開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公開買付価格を引き上げるように要請したことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、対象者は、公開買付者より、2026年2月6日に、本公開買付価格を1,335円（当該提案日の前営業日である2026年2月5日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,120円に対して19.20%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,146円に対して16.49%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,130円に対して18.14%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,095円に対して21.92%のプレミアムを加えた価格）、本新

株予約権買付価格を1円とする第5回提案を受けたとのことです。また、公開買付者から、当該第5回提案において、対象者に対し、当初下限案においても、少数株主保護の観点から相応の手当がなされていると考えるもの、本特別委員会からの意見を真摯に受け止め、買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権（但し、B B T所有株式に係る議決権及び対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。）の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定する旨の提案を受けたとのことです。これに対し、本特別委員会は、2026年2月7日に、公開買付者から提案された買付予定数の下限は受諾する一方、本公司開買付価格は対象者の第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、対象者の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公司開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公司開買付価格を1,500円を上回る水準に引き上げるように要請したことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、対象者は、公開買付者より、2026年2月9日に、本公司開買付価格を1,410円（当該提案日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,135円に対して24.23%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して25.33%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して24.45%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して28.65%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第6回提案を受けたとのことです。これに対し、本特別委員会は、本公司開買付価格は対象者の第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限に達しておらず、対象者の本源的価値を反映しているとは言い難く、本公司開買付けへの応募を推奨できる水準に至っていないとして、本公司開買付価格を引き上げるように要請したことです。

本特別委員会からのかかる要請を受けて、対象者は、公開買付者より、2026年2月10日に、本公司開買付価格を1,465円（当該提案日の前営業日である2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,135円に対して29.07%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,125円に対して30.22%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,133円に対して29.30%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を1円とする第7回提案を受けたとのことです。これに対し、本特別委員会は、当該価格が第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーが実施したDCF法に基づく対象者の株式価値算定のレンジの下限を超えるものであることを踏まえて審議した結果、本特別委員会としてこれを応諾することを決定するとともに、本新株予約権買付価格については本新株予約権者に対して本公司開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の判断に委ねることが相当であると考えられる旨決定したことです。

（後略）

（iii）判断内容

（訂正前）

（前略）

- (b) 本公司開買付価格は、本公司開買付けの公表日の前営業日である2026年2月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値1,142円に対して28.28%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,126円に対して30.11%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,134円に対して29.19%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。当該プレミアム水準は、近年の類似事例（具体的には、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2025年12月30日までの間に公表されかつ成立したTOB事例のうち、買付者及び特別関係者のTOB実施後の予定保有割合が100%かつスクイーズアウト手続が株式併合である事例35件（対象者がREIT又はTOKYO PRO Market上場の事例、自己株TOB、ディスカウントTOB、二段階TOBの第一回TOB、MBO、対象者が

投資法人である事例、PBR 1倍未満の事例を除く。) のプレミアム水準 (公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値 (28.08%)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値 (32.04%)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値 (35.33%)、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値 (42.62%)) と比較して大きな遜色があるわけではなく、類似事例のプレミアムの中央値を下回る点があることのみを理由として合理性を否定することはできない水準であること

(中略)

- (g) 公開買付者は、当初下限案を提案したものの、本特別委員会からの意見を真摯に受け止め、買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権 (但し、BBT所有株式に係る議決権及び当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。) の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定していること

(後略)

(訂正後)

(前略)

- (b) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値1,142円に対して28.28%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,126円に対して30.11%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,134円に対して29.19%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,096円に対して33.67%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっていることです。当該プレミアム水準は、近年の類似事例 (具体的には、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2025年12月30日までの間に公表されかつ成立したTOB事例のうち、買付者及び特別関係者のTOB実施後の予定保有割合が100%かつスクイーズアウト手続が株式併合である事例35件 (対象者がREIT又はTOKYO PRO Market上場の事例、自己株TOB、ディスカウントTOB、二段階TOBの第一回TOB、MBO、対象者が投資法人である事例、PBR 1倍未満の事例を除く。) (以下「近年の類似事例」について同様です。)) のプレミアム水準 (公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値 (28.08%)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値 (32.04%)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値 (35.33%)、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの中央値 (42.62%)) と比較した場合、近年の類似事例における過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値を下回ってはいるものの、2025年12月下旬から2026年1月上旬にかけて対象者の市場株価が一時的に高騰したことから、本公開買付価格のプレミアム水準が結果として低くなったりこと、及び、かかる対象者の市場株価の一時的な高騰にもかかわらず近年の類似事例における公表日前日終値に対する中央値のプレミアム水準 (28.08%) を上回っていることを考慮すれば、近年の類似事例のプレミアム水準と大きな遜色があるわけではなく、近年の類似事例のプレミアムの中央値を下回る点があることのみを理由として、その合理性を否定することはできない水準であること

(中略)

- (g) 公開買付者は、当初下限案を提案したものの、本特別委員会からの意見を真摯に受け止め、買付予定数の下限を、対象者の総株主の議決権 (但し、BBT所有株式に係る議決権及び対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権を除きます。) の数の3分の2に相当する議決権を確保できる株式数に設定していること

(後略)

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得

(iii) 判断内容

(訂正前)

I 答申内容

本特別委員会は、2025年9月30日、当社取締役会より、以下のとおり、諮問を受けた。

- (a) 本取引は、対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は、正当性・合理性を有する。

(後略)

(訂正後)

I 答申内容

- (a) 本取引は、対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は、正当性・合理性を有する。

(後略)

II 答申理由

1. 諒問事項 (a)

(訂正前)

(前略)

- (a) 両社の中核事業であるホームセンター業界においては、公開買付者は国内第3位の売上高、対象者は国内第7位の売上高(注4)であり、単純合算すると売上高で業界トップクラスの存在となり、商品価格面、商品開発力にとどまらず、物流・店内業務をはじめとする業務合理化においても他社を凌駕していくことが可能となる

(後略)

(訂正後)

(前略)

- (a) 両社の中核事業であるホームセンター業界においては、公開買付者は国内第3位の売上高、対象者は国内第7位の売上高であり、単純合算すると売上高で業界トップクラスの存在となり、商品価格面、商品開発力にとどまらず、物流・店内業務をはじめとする業務合理化においても他社を凌駕していくことが可能となる

(後略)

2. 諒問事項 (b)

(訂正前)

(前略)

2. 1. 公開買付者との協議・交渉の過程

(中略)

- 対象者は、2026年2月10日、公開買付者より、本公開買付けの買付価格を、1株当たり1,465円とする第7回提案を受けたところ、本特別委員会は、同日、会合を開催して審議を行った上で、第7回提案にかかる価格が、本株式価値算定書（山田＆パートナーズアドバイザリー）のDCF法に基づく当社の株式価値算定のレンジの範囲内であることを確認した上で、本公開買付けの買付価格の妥当性を認められるものと判断した。

(中略)

2. 5. 市場株価法の算定内容の合理性及びプレミアム水準の合理性

(後略)

(訂正後)

(前略)

2. 1. 公開買付者との協議・交渉の過程

(中略)

- 対象者は、2026年2月10日、公開買付者より、本公開買付けの買付価格を、1株当たり1,465円とする第7回提案を受けたところ、本特別委員会は、同日、会合を開催して審議を行った上で、第7回提案にかかる価格が、本株式価値算定書（山田&パートナーズアドバイザリー）のDCF法に基づく対象者の株式価値算定のレンジの範囲内であることを確認した上で、本公開買付けの買付価格の妥当性を認められるものと判断した。

(中略)

2. 5. 市場株価法の算定内容の合理性及びプレミアム水準の合理性

本特別委員会は、山田&パートナーズアドバイザリーより、本株式価値算定書（山田&パートナーズアドバイザリー）における市場株価法についての説明を受けた上で、その算出方法が合理的であることを認めた。

(後略)

3. 質問事項 (c)

(訂正前)

(前略)

3. 1. 特別委員会の設置

(中略)

③ 取引条件の交渉過程への関与

本特別委員会は、対象者より、2025年9月30日付取締役会において「本件取引」の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本件取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限」を付与された。そして、本特別委員会は、同権限に基づいて、前記2. 1. 記載のとおり、公開買付者より対象者宛に提案が届く都度、会合を開催して公開買付者に対する回答方針を検討しており、対象者は、本特別委員会の会合で決定された方針に従って公開買付者との間の交渉を進めていたものと認められる。

(中略)

3. 3. マーケット・チェック

対象者は、本公開買付けに対する意見を形成するに先立って、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的マーケット・チェックは行っていないが、公開買付者との間で、公開買付期間を（法令に定められた最短期間である20営業日を超えて）30営業日に設定してもらうことを合意した（①）。また、公開買付者より、本資本業務提携契約において、当社が対抗的買収提案者との間で協議等を行うことを一律に禁止する取引保護条項の効果を有する合意を求められたことに対しては、当社より対案を提示して、当社の一般株主の利益に反することがないよう、本公開買付けに賛同する意見を維持することが当社の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に認められる場合には当社が対抗的買収提案者との間で協議等を行うことを可能とする余地が確保されている（②）。

(後略)

(訂正後)

(前略)

3. 1. 特別委員会の設置

(中略)

③ 取引条件の交渉過程への関与

本特別委員会は、対象者より、2025年9月30日付取締役会において「本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限」を付与された。そして、本特別委員会は、同権限に基づいて、前記2.1.記載のとおり、公開買付者より対象者宛に提案が届く都度、会合を開催して公開買付者に対する回答方針を検討しており、対象者は、本特別委員会の会合で決定された方針に従って公開買付者との間の交渉を進めていたものと認められる。

(中略)

3.3. マーケット・チェック

対象者は、本公開買付けに対する意見を形成するに先立って、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的マーケット・チェックは行っていないが、公開買付者との間で、公開買付期間を（法令に定められた最短期間である20営業日を超えて）30営業日に設定してもらうことを合意した（①）。また、公開買付者より、本資本業務提携契約において、対象者が対抗的買収提案者との間で協議等を行うことを一律に禁止する取引保護条項の効果を有する合意を求められたことに対しては、対象者より対案を提示して、対象者の一般株主の利益に反することがないよう、本公開買付けに賛同する意見を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に認められる場合には対象者が対抗的買収提案者との間で協議等を行うことを可能とする余地が確保されている（②）。

(中略)

3.6. 情報開示

本特別委員会は、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである三井住友銀行企業情報部より、対象者における本公開買付けに対する意見表明に関するプレスリリースの案文の提供を受け、その作成状況について適時に報告を受けることにより、本公開買付けの開始に際して予定されている開示において、対象者の一般株主が適切な判断を行うために十分な情報が含まれていると評価できることを確認した。

(後略)

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

⑤ 本基本合意書

(訂正前)

公開買付者は、2026年2月12日付で、バローホールディングスとの間で、対象者も含めた3社の成長戦略を加速させることを目的とした資本業務提携に関する本基本合意書を締結しております。公開買付者とバローホールディングスの資本業務提携の詳細については、本公開買付けの成立以降、協議・交渉の上検討することを予定しており、本日現在、具体的な内容及び資本業務提携に係る契約の締結予定日は未定です。

なお、本日現在、公開買付者による対象者株式の追加取得の予定はございません。

(訂正後)

公開買付者は、2026年2月12日付で、バローホールディングスとの間で、対象者も含めた3社の成長戦略を加速させることを目的とした資本業務提携に関する本基本合意書を締結しております。公開買付者とバローホールディングスの資本業務提携の詳細については、本公開買付けの成立以降、協議・交渉の上検討することを予定しており、本日現在、具体的な内容及び資本業務提携に係る契約の締結予定日は未定です。

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ② 「2026年2月期配当予想の修正（期末配当・無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

(訂正前)

対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026年2月期の配当予想を修正し、2026年2月期の期末配当を行わないこと、及び株主優待を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が本日付で公表した「2026年2月期配当予想の修正（期末配当・無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

(訂正後)

対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026年2月期の配当予想を修正し、2026年2月期の期末配当を行わないこと、及び株主優待を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2026年2月13日に公表した「2026年2月期配当予想の修正（期末配当・無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

以上